

裁判官の妻、高校教師、生命保険会社、警視庁、地方公務員、銀行員、弁護士、広告会社経営、損害保険会社など各方面でのキャリアを経て、現在ではほとんどの者が「毎日が日曜日」的な悠々自適の生活を過ごしています。また有志で同志社ラグビーの応援にも参加しています。

当日は、鴨川の流れを見ながら京料理に舌鼓を打ちつつ、少し弱くなったお酒を嗜み50年前の青春を思い出す夕べとなりました。また、この旅館にメンバーが共に宿泊をして、50年の時間の流れをしみじみと確かめ交流を図りました。

思い起こせば、この法研メンバーは4回生の時活動していた移動法律相談が丁度10周年の廻り年になっていたため、何か記念になる運営をしようということで、新島が祖国脱出後10年余の米国生活から日本に帰国後、初めに上州安中（群馬県安中市）に帰郷し最初の伝道成果を生んだ安中の旧宅や安中教会（新島記念堂）などにも訪問することで、群馬開催を実施しました（丁度その前年に東海道新幹線が開通していたので、群馬へ以前よりも早く・安易に行けるとい交通事情もありました）。

鴨川での一夜の懇親を経て、過ぎ去りし50年の思い出を大切にするとともに、これからも充実した生活と健康を皆で誓い合い、翌日は後日の再会を約束して京都の思いである地をそれぞれ訪れて自宅への帰途に着きました。

ある愛知の同志社人の歩み

山田 靖典 (S42法)

1 名古屋弁護士会3人目の同志社人弁護士

よく尋ねられるが、名古屋弁護士会（現在の愛知県弁護士会の旧名称）に入会した最初の同志社人弁護士は、筆者ではない。なお、標題の「ある愛知の同志社人」とは、筆者のことである。

筆者は、昭和38（1963）年4月、同志社大学法学部法律学科に入学した。昭和42（1967）年3月に卒業し、大学院法学研究科私法学専攻コースに進学した（前年8月の入学試験に合格）。昭和44（1969）年4月、第23期司法修習生として2年間の司法修習を開始した（実務修習地は名古屋）。法曹界に進むか学究を志すか、大いに迷ったが、自己の適性は弁護士ではないかと軽信して決断した。そして、昭和46（1971）年4月、弁護士登録をして、名古屋弁護士会の3人目の同志社人弁護士となった。

その当時、名古屋弁護士会には故村井藤十郎弁護士（明治33年11月20日生れ、大正14年に旧制同志社大学卒業、名城大学教授を務められ、昭和33年3月、弁護士法5条3号により弁護士登録）と故増田庄一郎弁護士（大正14年2月17日生れ、第19期司法修習生を経て昭和42年4月弁護士登録）が在籍しておられた。

筆者は、弁護士登録と同時に名古屋弁護士会の佐治良三先生の事務所に入所した。

佐治先生は、開明的、合理的な方で、筆者をいわゆるイソ弁（居候弁護士）ではなく、入所早々から戦力として扱っていただいた。当時、名古屋弁護士会の実力ナンバーワンといわれた方で、後に